

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行（令和5年2月修正）	修 正 案	改正理由							
	第1編 総則	第1編 総則								
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱								
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱								
188	1 町	1 町	表記の整理							
	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東浦町</td><td>（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の収集伝達を行う。 （2）～（24）略</td></tr></table>	機関名		内 容	東浦町	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （2）～（24）略	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東浦町</td><td>（1）災害予警報を始めとする災害に関する情（<u>（削除）南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の収集伝達を行う。 （2）～（24）</td></tr></table>	機関名	内 容	東浦町
機関名	内 容									
東浦町	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （2）～（24）略									
機関名	内 容									
東浦町	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情（ <u>（削除）南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （2）～（24）									
190	2 知多中部広域事務組合 略 3 県	2 知多中部広域事務組合 略 3 県	表記の整理							
	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>愛知県</td><td>（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の収集伝達を行う。 （2）～（25）略</td></tr></table>	機関名		内 容	愛知県	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （2）～（25）略	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>愛知県</td><td>（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（<u>（削除）南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の収集伝達を行う。 （2）～（25）略</td></tr></table>	機関名	内 容	愛知県
機関名	内 容									
愛知県	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （2）～（25）略									
機関名	内 容									
愛知県	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>（削除）南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （2）～（25）略									
	第2編 災害予防	第1編 災害予防								
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化								
	基本方針	基本方針								
199	○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、 <u>一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。</u>	○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、 <u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。</u>	表記の整理							
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進								
200	3 一般建築物の耐震性の向上促進 （1）～（2）略 （3）一般建築物の耐震診断・耐震改修（追加）の促進	3 一般建築物の耐震性の向上促進 （1）～（2）略 （3）一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進	除去費補助事業の追記等							
	第2編 災害予防	第2編 災害予防								
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化								
	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備								

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修 正 案	改正理由
202	2 各整備事業 (1)～(2)略 (3)通信施設の整備 警戒宣言、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)、又は地震発生時における各種情報を、正確かつ迅速に伝達するため、同報無線、防災行政無線の整備を実施する。 詳細については、第3章第10節「通信施設」に記述する。	2 各整備事業 (1)～(2)略 (3)通信施設の整備 南海トラフ地震臨時情報又は地震発生時における各種情報を、正確かつ迅速に伝達するため、同報無線、防災行政無線の整備を実施する。 詳細については、第3章第10節「通信施設」に記述する。	表記の整理
	第3節 交通関係施設等の整備	第3節 交通関係施設等の整備	
203	1 道路施設 (1)～(3)略 (4)沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。	1 道路施設 (1)～(3)略 (4)沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。	表記の整理 表記の整理
	第4節 ライフライン関係施設等の整備	第4節 ライフライン関係施設等の整備	
205	4 上水道 水道施設の耐震性については、(中略)努めるものとする。 また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努めるとともに被害発生後、迅速な復旧を図るため、次の措置を講ずる。	4 上水道 水道施設の耐震性については、(中略)努めるものとする。 また、(削除)老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努めるとともに被害発生後、迅速な復旧を図るため、次の措置を講ずる。	配管総延長のうち、石綿セメント管はわずかであるため記述を削除
206	(1)～(2)省略 (3)防災非常時の協力体制の確立 水道事業者(町長)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。	(1)～(2)省略 (3)防災非常時の協力体制の確立 水道事業者(削除)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。	
	第4章 都市の防災性の向上	第4章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
211	2 災害対策等に関する土地利用規制 (1)災害危険区域の指定	2 災害対策等に関する土地利用規制 (1)災害危険区域の指定	県内全域の災害危険区

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修 正 案	改正理由
	地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 (追記)	地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 <u>現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u>	域の指定廃止等に伴う修正
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
212	2 造成宅地防災区域 町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい(追記)造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。	2 造成宅地防災区域 町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい <u>一団の</u> 造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。	表記の整理 (宅地造成等規制法との整合)
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
230	3 避難行動要支援者対策 町は、(中略)この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 (追記)	3 避難行動要支援者対策 町は、(中略)この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u>	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
246	2 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間(追記)等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略) (1)～(2)略 (追記)	2 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略) (1)～(2)略 <u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働</u>	表記の整理 表記の整理 (防災人材

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修正案	改正理由
	3(略) 4 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るものとする。 地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、(略)	<u>して行うものとする。</u> 3(略) 4 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るものとする。 地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等(削除)の生活必需品について、(略)	育成の主体の追記) 表記の整理
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
247	1 町職員に対する教育 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、全ての町職員に対し、<u>東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。</u> 防災教育は、各部、各課で主体的に行うものとし、その内容は、<u>東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を教育する。</u>	1 町職員に対する教育 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、全ての町職員に対し、<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震発生の場合における地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。</u> 防災教育は、各部、各課で主体的に行うものとし、その内容は、<u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を教育する。</u>	表記の整理 表記の整理
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	
251	1 災害対策本部の設置及び廃止 町の地域内に災害が発生し、(中略)設置する。 (1)～(2)略 (3) <u>東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき。</u> (4)～(6)省略	1 災害対策本部の設置及び廃止 町の地域内に災害が発生し、(中略)設置する。 (1)～(2)略 (3) <u>南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。</u> (4)～(6)省略	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)			修正案			改正理由
	2 組織及び活動態勢			2 組織及び活動態勢			表記の整理
	建設部 部長 建設部長	土木班(道路河川課、土木維持管理課)班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。	建設部 部長 建設部長	土木班(道路河川課、土木維持管理課)班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。	
		上下水道班(上下水道課)班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道(雨水を除く)施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。		上下水道班(上下水道課)班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道(削除)施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。	
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策			第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策			
	第1節 医療・助産(医療救護)			第1節 医療・助産(医療救護)			
302	1 医療救護班及びD P A Tの編成 (1) 医療救護班 ア 医療救護班は、おおむね医師1～3人、看護師2～3人、事務員(薬剤師等を含む。)1～2人とする。 イ 医療救護班の活動に必要な医薬品その他衛生材料(以下「医薬品等」という。)は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、を整備しておくことを原則とする。			1 医療救護班及びD P A Tの編成 (1) 医療救護班 ア 医療救護班は、おおむね医師1～3人、看護師2～3人、事務員(薬剤師等を含む。)1～2人とする。 イ 医療救護班の活動に必要な医薬品その他衛生材料(以下「医薬品等」という。)は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、(削除)整備しておくことを原則とする。			表記の整理
	第11章 水・食品・生活必需品の供給			第11章 水・食品・生活必需品の供給			
	第1節 給水			第1節 給水			
323	1 飲料水供給の方法 (1) 給水は給水班により行う。			1 飲料水供給の方法 (1) 給水は上下水道班により行う。			表記の整理